

平成28年度第2回石狩市国民健康保険運営協議会・議事録

〔 日 時 平成29年2月23日(木)
午後6時40分～7時40分
場 所 石狩市役所5階 第1委員会室 〕

会 議 次 第

- 1 開 会
- 2 会長あいさつ
- 3 副会長選出
- 4 議題
(1) 平成29年度石狩市国民健康保険事業特別会計予算(案)の概要について(報告)
(2) 石狩市国民健康保険税条例の一部改正について(報告)
(3) 国民健康保険制度の都道府県単位化について(報告)
- 5 その他
- 6 閉 会

出席者(10名)

会 長	内 田 博	副会長	築 田 敏 彦
委 員	布 施 優	委 員	辻 義 和
委 員	大黒谷 充	委 員	我 妻 浩 治
委 員	高 松 雄一郎	委 員	清 水 康 博
委 員	矢 野 信 子	委 員	長 瀬 博 明

事務局(6名)

健康推進担当部長	我 妻 信 彦	国民健康保険課長	宮 野 透
納税課長	畠 中 伸 久	賦課・資格担当主査	富 木 則 善
給付担当主査	榎 敏 則	給付担当主査	吉 田 学

傍聴者 なし

《平成28年度第2回石狩市国民健康保険運営協議会》

開 会（18：40）

○事務局（宮野課長）

本日は、大変お忙しい中、ご出席をいただきありがとうございます。

それでは定刻となりましたので、ただいまから平成28年度第2回石狩市国民健康保険運営協議会を開催いたします。

議事に入ります前に、委員の交代についてご報告申し上げます。

公益を代表する委員として、石狩市民生委員児童委員連合協議会からご推薦をいただいております奥山委員におかれましては、平成28年11月30日をもって民生委員児童委員を退任されましたことから、後任としてご推薦をいただいた築田敏彦様が1月1日より就任されております。

築田委員におかれましては、就任後はじめての運営協議会でございますことから、恐れ入りますが自己紹介のほどお願いいたします。

○築田委員

皆さん、こんばんは。築田と申します。

聞きなれない苗字とは思いますが、私の親戚は石狩市内には叔父夫婦がいるだけで、ほとんど親戚のいない一匹狼で寂しい思いをしております。

40歳代後半の厚田村時代に民生委員の話がありました。

当時成り手がなくて、当時の牧野村長から何もしなくてもいいからとりあえず民生委員になってくれということで、民生委員になりまして6期目になります。16年目に入りました。

合併前ですと本当にやることがなかったのでしょうかけれども、17年に合併してから石狩市になりました非常にやるが多くなって大変なことになったと思っております。

3期目から厚田の会長になりまして、ご存知の方もいると思っておりますけれども、石狩市内には6地区の民児協があります。

それがまとまって石狩の民児協をつくっていますけれども、各地区の会長6人の中から石狩全体の会長を選んで、その残りの5人で筆頭の副会長を選んでおります。

昨年の11月30日で奥山さんが、健康を害したわけではなく、73歳という民生委員の退任年齢となったものですから辞めさせてもらうということで辞めました。

それで私が筆頭ということで副会長になりましたので、奥山さんの跡をついでこの席に参加させていただきます。

住まいは、厚田区の望来です。

どうぞよろしくお願いたします。

○事務局（宮野課長）

ありがとうございました。

これより以後の議事進行につきましては、協議会規則により会長にお願いしたいと存じますが、議事に入ります前に、資料の確認をさせていただきたいと思っております。

資料につきましては、先週委員の皆さまにお送りしているところではありますが、お手元にごありますか。

資料は会議次第のほか、資料1「平成29年度石狩市国民健康保険事業特別会計予算（案）の概要」、資料2「平成29年度石狩市国民健康保険 医療費適正化及び保健事業実施計画」、資料3「国民健康保険税軽減判定所得の改正」であります。

お手元がないようでしたら、事務局まで申し出ください。

また、会議資料送付の際、当日配布とさせていただきます国民健康保険制度の都道府県単位化における資料として、資料4-1「国民健康保険制度の都道府県単位化について」、資料4-2「国保事業費納付

金及び標準保険税率の仮算定結果」をご用意させていただきましたので、ご確認をお願いいたします。

そのほか、議題にはございませんが、平成 29 年度における本運営協議会の開催予定について、参考資料としてをご用意させていただいております。

このことにつきましては、会議次第 5. その他のところで説明させていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

最後に、私から報告させていただきます。

本日の協議会は、石狩市国民健康保険条例第 2 条に規定する委員の過半数が出席されており、協議会規則第 5 条第 2 項の規定に基づき成立していることをご報告申し上げます。

それでは、内田会長、よろしくお願いいたします。

○内田会長

こんばんは。

先ほどもいいましたとおり、遅れてしまいまして申し訳ございません。

本当に足元が悪いということを実感しました。

遅れてしまいましたので、早速議事に入りたいと思います。

まず最初に、副会長の選出です。

奥山委員が退任されました。それに伴いまして、現在当運営協議会の副会長が空席となっています。

副会長の選出方法について、事務局から何か提案がございますか。

○事務局（宮野課長）

副会長の選出につきましては、石狩市国民健康保険運営協議会規則第 4 条第 2 項の規定により、公益を代表する委員の中から選出することが定められております。

選出方法でございますが、特にご意見がないようであれば、事務局案を提示させていただき、ご了承いただくということで選出したいと思います。

○内田会長

ただいまの事務局からの提案についてご異議ございますか。

(異議なしの声)

では、ご異議がないようですので、事務局案をお願いします。

○事務局（宮野課長）

副会長には、築田委員にお願いしたいと考えております。

○内田会長

ただいま、事務局から築田委員が推挙されましたが、承認ということでよろしいでしょうか。

(異議なしの声)

それでは、副会長は、築田委員にお願いしたいと思いますのでよろしくお願いいたします。

それでは 4. 議題に入ります。

はじめに、平成 29 年度石狩市国民健康保険事業特別会計予算（案）の概要について、事務局から報告をお願いします。

○事務局（榎主査）

～「平成 29 年度石狩市国民健康保険事業特別会計予算（案）の概要について」報告～

○内田会長

ただいまの報告について、質問等はございますか。

○長瀬委員

歳入のところの 2 ページについて、前期高齢者の交付金の関係ですけれども、かなりの額の交付金を受けることになっていますが、27 年度の前期高齢者にかかった保険給付費の総額について教えていただきたいと。

というのは、前期高齢者の交付金については被用者保険者の負担がかなり重くなっています。

実際に全国の加入率に合わせるとうちの健康保険組合でだいたい7倍くらいの拠出金になっていますけれども、健康保険組合連合会で噂になっているのは、前期高齢者だけに使っていればいいですけども、前期高齢者以外の部分で国保事業に使っているのではないかというようなこともいわれていまして、適正な支出等がされているのかどうかその辺を確認したいと思います。

○内田会長

いかがでしょうか。

○事務局（宮野課長）

ただいまのご質問に私のほうからお答えさせていただきます。

平成27年度の前期高齢者にかかる療養の給付費、それから療養費等の合計額ということで金額といたしましては36億4,306万2,972円という金額になっているところであります。以上でございます。

○長瀬委員

単純に比較すれば交付金よりも多く。

○事務局（宮野課長）

医療費としてはかかっているというような27年度の実績ということになっております。

○内田会長

よろしいですか。

そのほかご質問等ございますか。

○布施委員

人間ドック200名、脳ドック700名、これ全部申し込みがあるのですか。28年度は。

○事務局（宮野課長）

ドックに関しましては、まず申し込みを受けまして定員でそれぞれ人間ドック200名、脳ドック700名ということで定員を定めさせていただいていますが、この枠を超える方から応募をいただいております。

枠を超えていますので、抽選ということで対象者を定めさせていただいて受診券を送らせていただいているということになっております。

ただ、受診券をお送りしてもお忘れになってしまう方も中にはいらっしゃるようで、全ての方が受診していただいているかということ、脳ドックでいえば700名送っているのですけれども、700名全員が受けているという状況にはなっておりません。

数名程度、受けていただけていないという部分が実際にございます。以上です。

○内田会長

たしか前にも話題になったと思いますが、その欠員分を希望者が多いなら回せないのかということは、なかなか技術的に難しいですか。

○事務局（宮野課長）

受けていただけない方を実は見越して、700名を少し超える方を当選させていただいて受診券を送っているというような事務的な配慮をしているところです。

ただ、それでもやはり忘れてしまう方もいらっしゃるようで、受けていない方も実際いるということです。

○内田会長

そのほかございますか。

○矢野委員

医療費通知の年6回というのは、前半と後半、何月から何月までに配布されるのですか。

○事務局（宮野課長）

医療費通知自体は年間6回送っております。

2ヶ月おきというような送付のパターンになっているということでもあります。

○矢野委員

それから、対象の被保険者にジェネリック差額通知を出されているようなのですが、これは今年からではなく前回はそういうようにしていたということですか。

○事務局（宮野課長）

はい。数年、継続して実施をしている事業ということになっています。

実施回数につきましては29年度5回ということになっておりますけれども、当初この事業を始めたときにはもう少し回数が少なく、年々見直しをして今回5回まで拡大してきているというような状況になっております。

○内田会長

そのほかございますか。

○辻委員

特定健康診査と特定保健指導という予算額が減額されていますが、これには特別な理由があるのでしょうか。

○事務局（宮野課長）

特定健康診査の予算を作るときには受診者数を想定して予算組みをしているところでありますが、実際受診される実績よりも多めに予算組みをしてきているところであります。

特定健診の受診率さらに特定保健指導の実施率ともに年々向上してきておまして、受診いただいている方の数も少しずつ増えてきている状況ではありますが、予算組みにおきましてはさらに多めに受診者数を積算してきたというような状況にありまして、現実に合わせて受診者数ということで積算をしまして若干数字的にも減っているということになっております。

○内田会長

よろしいですか。それでは築田委員どうぞ。

○築田委員

初めてで申し訳ないですが、ジェネリックの医薬品の普及促進ということで、普通の薬を使うのとジェネリックにした場合とジェネリックはどのぐらい安くなるものですか。

この辺がわりと皆さん知らなくて、普及促進しても薬によって差があるでしょうけれども、あまり知らなく取り入れてないのが現状なのかなとそんな気がしたので教えてもらいたいと思うのですが。

○事務局（宮野課長）

ジェネリック医薬品は委員がおっしゃられたように、やはり薬の種類ですとかジェネリックにおきましても新薬とジェネリックが1対1になっているわけではなくて、ジェネリックも数種類あったりですとか、その薬価というのはやはりそれぞれ金額が違うものになっていると思います。

ジェネリックの差額通知ですが、実際通知をさせていただいている方がお使いになっている薬剤は、薬のレセプトを基にして情報を作っています。

ですので、その方が使われているお薬に対してジェネリック医薬品があつて、ジェネリック医薬品に代えた場合に差額としてこれだけありますよというものを通知に記載し送付をさせていただいておりますので、その中身を見ていただくと薬剤費としてこれだけ少し削減ができるのかなというような部分も目に入るような形で通知させていただいておりますので、その通知を見ていただければお使いいただいておりますお薬とジェネリック医薬品との差額というものがある程度分かる内容になっております。

そのようなもので勧奨させていただいているということになります。

○内田会長

よろしいですか。

そのほかに質問等ございますか。

(なし)

なければ平成 29 年度石狩市国民健康保険事業特別会計予算(案)の概要についての報告と質疑を終わります。

続きまして、議題の 2 番目、石狩市国民健康保険税条例の一部改正について報告願います。

○事務局(富木主査)

～「石狩市国民健康保険税条例の一部改正について」報告～

○内田会長

ただいまの報告についてご質問等はございますか。

(なし)

それでは質問がないようですので、石狩市国民健康保険税条例の一部改正についての報告と質疑を終わります。

続きまして、国民健康保険制度の都道府県単位化について事務局から報告願います。

○事務局(宮野課長)

～「国民健康保険制度の都道府県単位化について」報告～

○内田会長

ただいまの報告について、ご質問等はございますか。

○長瀬委員

市町村のメリットってなんですか。

業務の内容はあまり変わらないと思うので、どうも何回聞いてもなんで変えるのみたいな感じになってしまいますけれども、例えば一元化することによって市町村の国保の担当者が 1 人 2 人要らなくなりますよとか、そういうようなメリットがあるのでしょうか。

○事務局(宮野課長)

実際、市町村単位としてのメリットというよりも財政規模を都道府県単位にすることによって、いま市町村で国保の運営をしていますが、被保険者が少ない小さな保険者になりますと突然大きな医療費がかかると国保財政を圧迫する場合等もございまして、国保という健康保険については不安定な財政運営というのを強いられているという状況がございます。

国民健康保険の制度的な構造的な問題というのも大きく影響しているとは思いますが、市町村単位で運営するにあたっては、安定的な運営をするためには少し限界がきているというようなことで、医療制度改革の中で国保の財政基盤を大きくしてもっと安定的に、今まで市町村ごとに被保険者がそれぞれ助け合いをするという国保の制度だったのですが、これを都道府県単位に広げて、さらに市町村間での助け合いの考え方というものを組み入れることによって財政をもっと安定化して持続可能な医療制度として構築していこうというのが大きな趣旨であります。

ですので、都道府県単位化になるということで、市町村単独のメリットがあるかどうかということになりますと事務が標準化され、今まではそれぞれ市町村ごとに国保というひとつの制度を運営していましたが、例えば国保税の減免の制度であったり、一部負担金の制度であったり、これはある程度大きな基準がありますけれども、それぞれの市町村ごとに運営しているものですから、その中身、判定の仕方とかそういうのはやはり市町村によってバラつきがあったりですとか。

もっと分かりやすくいうと葬祭費というのがありますけれども、お亡くなりになられた時に支給する葬祭費につきましても、石狩市はいま 2 万円の支給になっていますが、他の市では 3 万円であったり 5 万円であったり、同じ国保の被保険者でありながら地域によってそれぞれバラつきがあります。

これはやはり公平な制度運営としてはいかがなものかというようなこともありまして、そういう事務の統一化・標準化というものも進められるということも考えますと、被保険者間の平等というものもある程度確立されていくのかなというように考えております。以上です。

○布施委員

石狩市だと30年度ですか。税率が上がるということですね。

○事務局（宮野課長）

税率を見直して引き上げをしないと北海道から示された納付金を賄うことができないというような状況であります。

○辻委員

このことではないのですが、過日新聞で報道されていたと思うのですけれども、石狩市の国保税の過去年かミスがあったという話が道新に出ていたと思いますが、どういうことだったのか説明していただけますか。

○事務局（宮野課長）

新聞報道されていたものですね。

国保被保険者の方のうち青色申告をされている方、確定申告で青色申告という制度がありますけれども、その申告をされている方で、さらに専従者給与とって例えばご家族、ご夫婦で個人事業をされていて旦那様が事業主で奥様にお給料を払っているということで青色申告されている方、そういうパターンが分かりやすいと思いますけれども、そういう方で国保税の軽減判定をするための一定の計算式がありますが、所得税・住民税の方の法律がありまして、その法律が基となって国保の軽減判定というものも制度的にはされている形になるのですが、その基となる所得税法の改正がされました。

それによって国保の軽減判定の計算式もシステムの中で変更しなくてはならなかったのですが、その変更がされていなかったために正しく軽減判定がされていなかったということが原因で、保険税率自体が正しく計算されていなかった方が7名いらしたということでもあります。

それが道新で報道された内容となっております。

還付金が発生される方が7名ということで追加徴収となる方はいらっしやらないという状況になっていきます。

還付される対象の方も特定できておりまして、2月の月末までに還付の手続きを進め、実際には還付される日が3月にはなってしまうのですが、スムーズに還付処理ができるようにいま事務手続きを進めているところであります。

○内田会長

そのほか何かございますか。

ひとついいですか。

事務処理の標準化というのをやるのですが、これは都道府県単位でやるのですか。

全国的に標準化はするのかしないのか。

○事務局（宮野課長）

基本的に今回の国保制度改革は国保を都道府県化する、都道府県単位にするということで事務の標準化というものも都道府県ごとに、例えば北海道であれば北海道が中心となって道内の標準化を進めていくという内容でございます。

○内田会長

そうすると都道府県化によってもさらに財政の安定化が達成されなかった場合、全国化する時にまた事務の標準化をやるのですね。

○事務局（宮野課長）

はい。必要になるのではないかと思います。

○内田会長

なにかもったいない気もしますが。
そのほかございますか。

○矢野委員

前回は収納率のことでお話しがありましたよね。

近隣の江別とか千歳とかその辺の収納率と石狩市の収納率で。

石狩は0.何パーセントとかいう前の資料にあったような気がしましたが、その後の収納率というのは、要するに滞納者は少なくなっているのでしょうかということを知りたいのですが、少しは上がっているのでしょうか。

いつも国保は赤字だって、結局毎年赤字になっていくとってどうなるのと思いますよね。

○事務局（畠中課長）

収納率の関係は、納税課で担当しております。

27年度末でいきますと現年度分、92.07パーセントということで終えています。

その前の26年は91.45パーセントということで年々収納率は向上しております。

今現在1月末ですけども、29年1月末、本年度分につきましても前年対比いたしますと1.57パーセントぐらい昨年と同時期と比べますと上がっている状況ではあります。

私の方では他市町村の分は持ち合わせおりませんので、石狩市の分だけですみませんが。

○矢野委員

やはり納めていただかないと赤字赤字赤字と詰まって行って最後に時効になってる。

実は、給食でも私たちがここに入居した当時から全然納めてない方もいて、その資料を出されたときびっくりしたんですよ。

結局その人たちはもう時効になったのかどうなのか分かりませんが得をしたのかどうなのかと。そういう資料を見たときに前回の会議でまだ納めていない方が若干いると。

そうすると、役所の方はどういう方法で納めてくださいということを督促状か何かでするのでしょうけれども、これが給食費と同じように積み重なって納めない人がいて、最後に時効になったらどうなるのかと少し疑問に思ったものですから。

○事務局（畠中課長）

時効にはさせないように、現年度といいますか、今の28年度分につきましても、納期到来して経過し、督促状が出たりして滞納処分できるようになりましたら、督促でも納めない方に関しては預貯金の差し押さえだとか、そういう部分で強制的に私どもの方で徴収するような形をとっています。

また古い部分につきましても預貯金の差し押さえだとか、不動産を持っている方については不動産を差し押さえ、それでも無理であれば不動産の売買なり、あとは生命保険に入っているのであれば生命保険の解約だとか、自分たちで滞納処分できる範囲の部分で収納させるように努力は致しております。

○矢野委員

分かりました。ありがとうございました。

○内田会長

そのほかにごございますか。

(なし)

ほかはないようでしたらこれで国民健康保険制度の都道府県単位化についての報告と質疑を終わります。

以上で本日の議事については終了しました。

そのほか、事務局からございますか。

○事務局（宮野課長）

～「平成 29 年度運営協議会開催予定について」説明～

○内田会長

ただいま、平成 29 年度の運営協議会開催予定について説明がありましたが、何か質問等がございますか。

（なし）

それでは、これにて平成 28 年度第 2 回石狩市国民健康保険運営協議会を閉会いたします。
皆様、どうもありがとうございました。

閉 会（19：40）

上記会議の経過を記録し、その相違ないことを証するためここに署名する。

平成29年3月10日

会 長 内 田 博